

新潟市立下山中学校 いじめ防止基本方針

平成26年 3月18日策定
平成27年 8月27日改訂
平成28年 2月12日改訂
平成28年12月14日改訂
平成29年 8月25日改訂

第1章 いじめ防止に向けた基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事案の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち、指導を徹底することが重要である。「いじめ防止推進法」及び「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめ防止の対策を組織的に推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止等対策委員会

① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、当該学年生徒指導担当、当該学級担任、スクールカウンセラー

② 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ 校内いじめ対応ミーティング
- エ いじめへの対応
- オ 教職員の資質向上のための校内研修
- カ 各取組の有効性の検証

キ いじめ防止基本方針の見直し

③ 開催時期

年度当初や年度末に定例会を開催するとともに、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(2) 運営委員会

毎日開催し、校内の生徒指導に関する情報交換・対応について協議する。

(3) 生徒指導部会

校内の生徒指導担当職員による情報交換会を、必要に応じ随時開催する。

(4) 生徒指導情報交換会

原則として職員会議後に実施する。配慮を要する生徒の現状や指導について、全教職員による情報交換や指導の共通理解を図る。必要に応じて随時開催する。

第2章 いじめの未然防止に向けて

1 基本的な考え方

いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・学級に人権尊重の精神が徹底し、みなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む教育活動を各教科、道徳、総合的な学習、特別活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための措置

(1) いじめに対する基本的な認識

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧等のいじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 「自律性と社会性を育む指導」の推進

全教育活動を通して、すべての生徒に自律性と社会性を育成することを目指し、「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の視点から、意図的、計画的な指導に取り組む。

(3) 互いに認め合う仲間づくりの推進

いじめに向かわない態度・資質を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える能力を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒達に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これ

により、生徒達に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを進めていく。

(4) 教職員の働きかけ

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上注意すべき点として、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達を大きく変化させることも理解しておくなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業改善を進める。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

(5) みとりと声かけ

自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

(6) 道徳の授業の活用

生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

(7) 特別活動の活用

特別活動における望ましい集団活動を通して、自律性と社会性をはぐくむ生徒指導を推進し、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

第3章 いじめの早期発見に向けて

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめを受けている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり、訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめを受けている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。このことから、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配ったり、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けたりすることが大切である。また、担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) アンケートと教育相談の実施

実態把握の方法として、定期的なアンケートを毎月実施する。アンケートは即日複数で確認する。定期的な教育相談の機会として、年間10日間の教育相談期間を設定する。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していく。なお、アンケート用紙は生徒が卒業するまで保管し、集計結果等は卒業後5年間保管する。

(2) Q-Uの実施

Q-Uを年2回（6月・10月）実施し、その結果を分析し指導に生かしていく。結果を有効活用するために、学級不満足群の生徒について共通理解を図る。また、学級経営案にも2回目のQ-Uの結果について記入する欄を設ける。

(3) 生活ノートの活用

毎日提出する「生活ノート」の生徒のコメントを即日点検し、日々の心情の変化を把握できるように努める。また、教職員側からのコメントを記入することで、生徒の「孤立感」「疎外感」を無くし、円滑な相談関係が構築できるように努める。

(4) 相談体制と情報の共有

生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団で共有することも大切である。

(5) いつでも、だれにでも相談できる相談体制の周知

保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください」「担任に相談しにくい場合は、直接校長や教頭、学年主任に気軽に相談してください」と学校側が繰り返しアナウンスすることで、相談体制を広く周知する。

(6) 個人情報の管理

教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめへの対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事案を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。このため、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。さらには、事案に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事案の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに教頭や学年主任等に報告し、「校内いじめ

対応ミーティング」を開き、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、解決に向けた手順と方針を決定する。その内容について「校内いじめ対応ミーティングメモ用紙」を用いて記録する。

- (3) 事実確認の結果、重大ないじめが認知された場合、管理職が市教育委員会に報告するとともに、関係機関と連携を図って対処する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等を行い、直接会って丁寧に対応する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止等対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導に当たり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人一人を大切にす学級経営を進めるとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活

を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事案について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒に自律的な行動を促すための力を育む。体育祭や文化祭、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 インターネット上のいじめへの対応

インターネット上で行われるいじめについては、事実把握が困難であり、発生した場合、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。そのため、次のような措置を講じる。

(1) 基本方針及び学校の講じる措置

別紙「スマートフォン・携帯電話に関する学校の基本方針」により、スマートフォンや携帯電話を持たせる場合は、保護者が責任をもって対応することを基本とする。例えば、ネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者の依頼や相談に応じ、学校として可能な範囲で対応する。必要に応じ、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存することを保護者に依頼するとともに、いじめ防止等対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応

書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重し、書き込みの削除依頼等については、基本的に保護者が行うものとし、学校は当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携して対応する。

(3) 生徒への指導

「中学生に携帯電話は必要ない」という基本理念のもと、不特定多数の人との交流が可能なSNSの利用・閲覧などは禁止するという立場で指導する。別紙「下山スマートルール」の周知を図り、中学生としての望ましい生活について指導する。

携帯電話、スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器については、校内への持ち込み及び校内での使用は禁止する。

情報モラル教育を進めるため、技術・家庭科において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

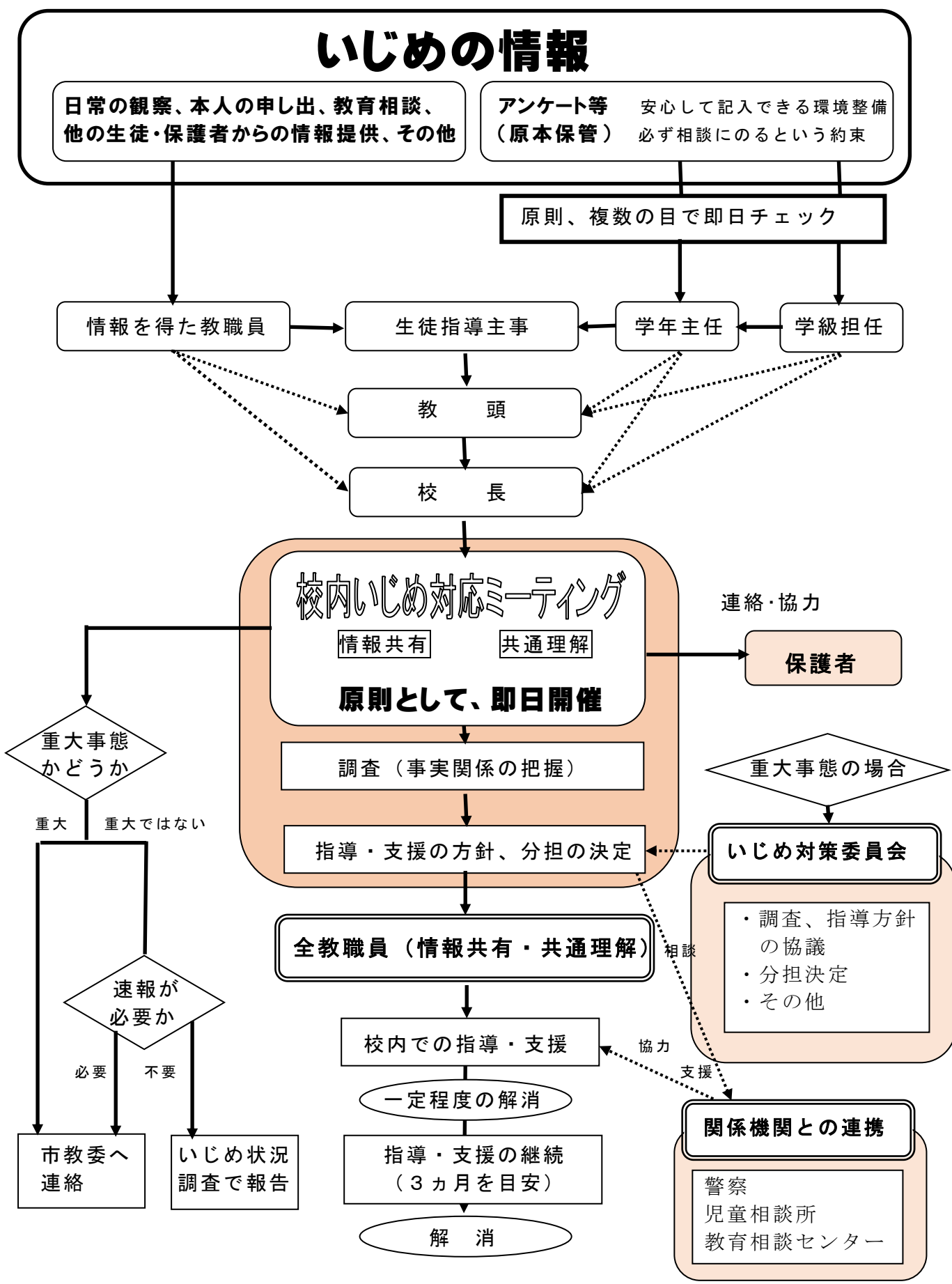
学級活動や総合的な学習の時間等において、インターネットの危険性やトラブルに関する講演会や学習会を開催する。

(4) 家庭に対して行う対策

入学説明会や保護者会などの機会を活用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。別紙「下山スマートルール」を配付し、学校、家庭、地域が足並みを揃えて指導に当たることができるよう依頼するとともに、生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の利用については保護者の責任及び監督下で行われるよう要請する。

生徒がSNSなどでトラブルを起こした、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態になった場合や、インターネットトラブルの過度な利用により学校生活に支障を来している場合は、SNSの退会や閲覧停止などの措置を保護者に勧告する。

いじめの情報についての報告・対応の流れ



スマートフォン・携帯電話に関する学校の基本方針と 下山スマートルールについて

平成 28 年 2 月 4 日策定

1 スマートフォンや携帯電話に関する基本方針

- ① 中学生にスマートフォンや携帯電話は必要ないので、持たせない。
- ② スマートフォンや携帯電話を持たせる場合は、保護者が責任をもって対応する。
例) ・ 下山スマートルールの遵守
 - ・ 子どもとの契約書作成
 - ※ 別紙 深めよう絆にいがた県民会議事務局 作成
 - 「スマートフォン等使用推奨ルール」参照
 - ・ ネットトラブルへの対応

2 下山スマートルール

- ① 生徒がスマートフォンや携帯電話等の通信端末を利用する時間を、21 時までとする。
※ 通信端末とは、インターネットに接続可能なすべての機器。
例) ・ 携帯電話 ・ スマートフォン
 - ・ 携帯型ゲーム機 ・ 携帯型音楽プレイヤー
 - ・ インターネットに接続されたコンピュータ
- ② 通信端末を 21 時以降使用する場合は、学習に必要な場合と緊急の連絡だけとする。
- ③ 歩行中や自転車の運転中、食事中、入浴中などに「ながらスマホ」はしない。